

川崎市市民館抽選会参加カード発行の手引き

(令和4年4月1日以降の抽選会から適用)

令和4年3月31日をもって、ふれあいネットシステムの団体登録が廃止されます。教育文化会館と市民館を含む川崎市の公共施設をふれあいネットで予約する際には、これまで団体登録カードと個人登録カード両方での申し込みが可能でしたが、**令和4年4月1日からの予約はすべて個人登録カードでのお申し込みとなります。**

教育文化会館と市民館は社会教育施設であるため、**団体での利用を原則としています。**このため、従来からホールなど特に規模の大きい貸室については、団体登録カードを保有するグループを対象とした抽選会を毎月行って利用者を決定していますが、この抽選会方式は令和4年4月1日以降も継続します。ただし、団体登録の廃止により団体登録カードが利用できなくなるため、これに代わり、市民館で行う抽選会専用カードとして、新たに「川崎市市民館抽選会参加カード」(以下、「抽選会参加カード」という。)を発行することとしました。

令和4年4月1日からは、この「抽選会参加カード」を保有するグループを対象に抽選会を行いますので、抽選会に参加したい場合は「抽選会参加カード」の発行申請が必要となります。

なお、令和4年4月1日以降は、従来の団体登録カードでは、抽選会に参加できなくなりますので併せてお知らせいたします。

以下、「抽選会参加カード」発行申請にあたって留意していただきたい点について御案内します。

1 抽選会参加カードで抽選をする対象施設は？

次の(1)から(3)のとおりです。(その他の会議室、体育室等は対象ではありません。)

- (1) 各市民館のホール
- (2) 高津市民館の大会議室
- (3) 従来からふれあいネット団体登録を必須と規定して独自に抽選会を実施している施設
(例・中原市民館の陶芸窯など)

※対象施設であっても抽選に申し込まず空き予約で申し込みをされる場合、抽選会参加カードは不要です。

2 抽選会参加カードの発行要件は？

次の3つの条件を全て満たすグループであることが必要です。

- (1) **グループ代表者1名及び構成員4名以上で構成されていること。**
- (2) 代表者及び構成員全員が、カード申請日現在で有効期限内の「ふれあいネット個人登録カード」を保有していること。
- (3) グループ代表者は、抽選会参加カードの発行申請をする時点で市内在住、在勤、在学いずれかの**区分**でふれあいネットに登録されていること。かつ代表者を含む構成員の2分の1以上が市内在住、在勤、在学であること。

※公平性の観点から、同一グループを5人以内に分割して複数の抽選会参加カードを保有することはできません。

3 抽選会参加カードの発行手続きは？

次により抽選会参加カードの発行申請をしてください。

- (1) 参加したい**抽選会前月の15日**(休館日の場合はその前日)までに、グループ代表者又は構成員が、主に利用したい区の市民館窓口で抽選会参加カード発行申請書(以下、「申請書」という。)を提出します。申請書は市民館窓口で配布又は市民館ホームページからダウンロードできます。

- (2) 申請の際には、①申請書 ②申請書を持参する方の「ふれあいネット個人登録カード」をお持ちください。なお、抽選会参加カード申請書には、構成員それぞれの意思確認のため自筆署名が必要ですので御注意ください。
- (3) 抽選会参加カードは即日交付ではありません。カードの作成が完了しましたら、グループ代表者に連絡しますので、申請した窓口まで受け取りにお越しください。抽選会当日の受け取りも可能です。

4 ホール（大会議室）抽選会当日の手続きは？

抽選会に参加する際にする手続きは次のとおりです。

抽選会に参加できるのは、申請書に記載のある代表者又は構成員に限ります。その他の方は委任状があっても抽選会には参加できませんので御注意ください。

- (1) 受付時に、次の2点を確認いたします。お持ちでない場合は抽選会に参加できません。
- ① 抽選会参加カード ② 抽選会に参加する方の「ふれあいネット個人登録カード」
- (2) 抽選会実施後、当選したグループの出席者には速やかに「施設設備使用許可申請書」を提出していただき、予約を確定させます。したがって、出席者が使用料の支払義務者となります。

5 抽選会参加カードの有効期限と更新手続きは？

抽選会参加カードには有効期限がありますので、更新の手続きが必要となります。

- (1) 有効期限は3年間（申請した月の翌月の1日から3年後の同日まで）とします。
- （例）令和4年4月15日に申請した場合、令和7年5月1日まで有効とします。
- (2) 更新手続き期間は、有効期限の前1か月間とします。
- （例）有効期限が令和7年5月1日までの場合、令和7年4月1日から4月末日まで
- 有効期限満了日の前月15日（休館日の場合はその前日）までに更新申請をした場合
- ⇒有効期限満了日から3年間を有効期限とする更新カード交付
- 有効期限満了日の前月16日以降に更新申請をした場合
- ⇒有効期限満了日の翌月1日から3年間を有効期限とする更新カード交付
- (3) 更新手続きは、グループ代表者又は構成員が、当初申請した市民館窓口で申請をしてください。
- ① 記入済の申請書 ②申請する方の「ふれあいネット個人登録カード」 ③抽選会参加カード をお持ちください。なお、①申請書には、構成員それぞれの意思確認のため、全員の自筆署名があらためて必要となりますので御注意ください。

6 代表者や構成員の変更が生じた場合は？

代表者の変更や構成員の変更など、申請した内容に変更が生じた場合は、市民館窓口にお問い合わせください。

7 その他

「抽選会参加カード」発行等について御不明な点がございましたら、教育文化会館又は各区の市民館窓口にお問い合わせください。

なお、川崎市公共施設利用予約システムの利用者等の登録に関する要綱には「ふれあいネット個人登録カードは他人に譲渡又は貸与してはならない」と規定されておりますので御注意ください。

※この手引きの内容は、令和7年2月1日現在のものとなります。